

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年7月17日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、 <u>金ヶ崎町</u> 、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町 仙台市、登米市、大崎市、大和町、 <u>南三陸町</u> (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(<u>旧巣館町</u> 、 <u>旧志波姫町</u> 、 <u>旧高清水町</u> 及び <u>旧瀬峰町</u> の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに塩川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年7月17日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年7月17日現在

福島県	出荷制限	
米（平成26年度）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年9月7日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月15日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。）	
穀類		
米（平成27年度）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年9月7日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月15日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）、及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された海道閑原区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。）	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解禁：全域 H23.6.8～：秋元瀬、猪苗町及び小野川瀬並びにこれらの間に流入する河川、長瀬川（諏訪との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流水を含む。）	
ヤマメ（稚稚を除く。）	H23.8.17～：新田川（支流水を含む。） H24.3.29～：新田川（支流水を含む。） H24.3.29～：大田川（支流水を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流水を除く。） H24.4.24～：猪苗代湖・猪苗代湖に流入する河川（支流水を含む。ただし鶴川を除く。）及び日御川のうら東京電力株式会社金川発電所より上流（支流水を含む。）	
ウグイ	H23.8.17～：高野川（支流水を含む。） H23.8.27～：猪苗川のうち喜多方の下流（支流水を含む。） H24.3.29～：猪苗川のうち喜多方の上流（支流水を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） H24.4.24～：猪苗川のうち喜多方の上流（支流水を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）及び日御川のうら東京電力株式会社金川発電所より上流（支流水を含む。）	
ウナギ	H23.8.27～：阿武隈川のうち喜多方の下流（支流水を含む。） H24.4.5～：阿武隈川のうち喜多方の下流（支流水を含む。） H24.4.12～：長瀬川（支流水を除く。）	
アユ（稚稚を除く。）	H24.4.24～H27.1.30解禁：日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流水を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
イワナ（稚稚を除く。）	H24.5.31～H24.9.19解禁：猪苗川（支流水を含む。） H24.4.24～H26.8.25解禁：只見川のうち名木ダムから上田ダムの間（支流水を含む。） H24.4.24～H26.12.11解禁：只見川のうち上込田ダムの下流（支流水を含む。） H24.4.24～H27.1.14解禁：日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流水を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）並びに日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流水を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）並びに日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流水を含む。）	
コイ（稚稚を除く。）	H24.5.19～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方の下流（支流水を含む。） H28.8.18～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方の下流（支流水を含む。）	
フナ（稚稚を除く。）	H24.4.27～：秋元瀬、小野川瀬及び猪苗代湖並びにこれらの間に流入する河川（支流水を含む。）、只見川のうち名木ダム下流（支流水を含む。）、只見川のうち本名木ダムから上田ダムの間（支流水を含む。） H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方の下流（支流水を含む。）	
アシナメ	アカシタビラ イカナゴ（稚魚を除く。） イシクゲイ ウスメル ウミナゴ エゾノアヤイナメ ホツキヌメバハ クロソシント クロソイ クロダイ コモリカスベ サクラマ サブロウ シロメル スズキ スマリゲ ハバガハイ ヒガラフ ヒラメ オシガレイ マツコ マコガレイ マゴー ¹ ムラサイ ヒノスカイ アカハリ スケウララ マガレイ ナガツカ マツカ ホシザキ ショウサブ サヨリ カサゴ ユメササゴ ホウボウ ギタムラサキウニ	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.26～H25.10.9解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.4.16解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.17～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.26～H27.1.18解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～H26.10.15解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.3.14～H26.7.9解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H26.3.25～H26.5.28解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.7.9解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.1.14解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度41分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域 ムシガレイ 二ペ マイタガレイ ケムシカジカ
牛の肉	H23.7.19～H23.8.23～部除外：金城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除外。）	
イノシシの肉	H23.11.2～：福島市、宮城郡、広野町、猪苗町、大熊町、双葉町、浪江町、川内町、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木曾岬、磐梯町、猪苗町、川内町、大玉村 H23.12.2～：磐城市、猪苗町、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小町町、矢吹町、棚倉町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、諏訪川村	
カルビ牛の肉	H25.1.20～：金城	
キジの肉	H25.1.20～：金城	
クマの肉	H23.12.2～：磐城市、二本松市、伊達市、木曾岬、磐梯町、猪苗町、川内町、葛尾村、猪苗町、大玉村、天栄村 H24.2.2～H27.1.28解禁：磐城市、猪苗町、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小町町、矢吹町、棚倉町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、諏訪川村	
ノウサギの肉	H24.1.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、北郷原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、北郷原村、湯川村、昭和村、下郷町	
ヤマドリの肉	H24.1.15～：金城	

*■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年7月17日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、南上市 H24.10.29~: 青森市 H25.101~: 伊わき武町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部村尻海岸灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノコ		H24.5.21~: 岩手市、奥州市 H24.5.30~: 鹿角市高田市 H24.11.2~: 岩手市、奥州市
原木クリタケ(露地栽培)		H24.4.13~H27.4.10~: 郡部郡藤崎町、佐賀町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20~H27.4.10~: 郡部郡大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 奥州市、奥州市、平泉町
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.26~H27.4.10~: 郡部郡: 岩手市、大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.26~H28.10.1~: 郡部郡: 岩手市、北上市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.4.10~: 郡部郡: 鹿角市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.7.17~: 郡部郡: 釜石崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原木ナマコ(露地栽培)		H24.4.15~: 岩手市、盛岡市 H24.10.23~: 鹿角市高田市 H24.11.2~: 岩手市、奥州市
野菜類		H24.10.1~: 岩手市、鹿角高田市、平泉町 H24.10.15~: 岩手市 H24.10.16~: 岩手市、奥州市 H24.10.29~: 大船渡市、金ケ崎町 H24.11.7~: 遠野市 H25.10.9~: 住田町 H24.5.10~: 岩手市、花巻市 H24.5.14~: 盛岡市 H24.5.15~: 盛岡市 H24.5.16~: 盛岡市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.16~: 盛岡市 H27.5.12~: 岩手市 セリ(野生のものに限る。) ゼンマイ ワラビ(野生のものに限る。)
豆類		H24.5.16~: 岩手市、花巻市 H24.5.17~: 岩手市、盛岡高田市 H24.5.18~: 岩手市、奥州市 H24.5.19~: 大船渡市、金ケ崎町 H24.5.20~: 住田町 H24.5.21~: 岩手市、花巻市 H24.5.22~: 岩手市、鹿角高田市 H24.5.23~: 岩手市、奥州市
穀類		H25.1.4~H25.2.4~: 大船渡市 (旧清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H27.7.1解除: 一関市 (旧清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
穀類		H24.11.13~H24.4.11解除: 鶴岡市 (旧洪茂村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H24.4.11解除: 鶴岡市 (旧衣川村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物		H24.5.1~H24.6.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.1~H24.6.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ ヒラメ イワナ(養殖を除く。)
ウグイ		H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.11~H27.7.17~: 郡部郡: 釜石崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.12~: 鹿角市 H24.4.19~: 盛岡市 H24.4.20~H27.4.10~: 郡部郡: 大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 東磐井市
肉		H23.8.1~H23.8.25~: 鶴岡市 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.6.10~: 金城 H24.7.29~: 金城 H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
タケノコ		H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 丸森町 (丁記の区域を除く。) H24.5.1~H24.6.17解除: 五所町 (旧耕野村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 五所町 (丸森町及び旧五所町の区域に限る。) H24.4.29~: 黒川市 (丁記の区域を除く。) H24.6.29~H27.7.17解除: 黒川市 (旧若林町、旧漆原町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域に限る。)
野菜類		H24.5.1~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.16~: 五所町 H24.4.5~: 舟形町 H24.4.11~: 水沢沼沢 H24.4.11~H27.7.17~: 郡部郡: 黒川市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~: 黒川市 H24.4.19~: 盛岡市 H24.4.20~H27.4.10~: 郡部郡: 大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 東磐井市
クサソテツ(こごみ)		H24.4.27~H27.8.23~: 郡部郡: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.7.25解除: 加美町 H24.5.9~: 水沢沼沢
コシアブラ		H24.5.7~: 仙台市、加美町 H24.5.8~: 川崎町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: セキ色町 H24.4.27~H27.2.19~: 郡部郡: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.18~: 郡部郡: 大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
ゼンマイ		H24.10.18~: 黒川市、大崎市 H24.9.24~: 仙台市 H24.4.27~: 黒川市 H24.4.27~H27.8.23~: 郡部郡: 大船渡市 (黒さされたるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.7.25解除: 加美町 H24.5.9~: 水沢沼沢
タラメ(野生のものに限る。)		H24.4.25~: 水沢沼沢市、栗原市、大崎市
雑穀		H25.1.4~H25.3.15~: 大船渡市 (金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H26.5.19解除: 東磐井市 (金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
穀類		H23.8.1~H23.8.25~: 黒川市 (県の定める区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.6~H24.4.11解除: 黒川市 (金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.4~H26.2.25解除: 大船渡市 (金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
クロダイ		H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ		H24.11.6~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.5.30~H25.1.41解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒガシフグ		H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アユ(養殖を除く。)		H24.8.27~: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。ただし、セキ菅ダムの上流を除く。)
マダラ(養殖を除く。)		H25.6.27~H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、白幡橋より上流の白石川 (支流を含む。)
ウグイ		H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.5.14~: 大船渡市 (大字の支流ダムより上流) (支流を含む。) 及び名取川の秋浜大堤の上流 (支流を含む。) H24.5.24~: 三陸川 (うち桑原ダムの上流) (支流を含む。) 及び久慈川 (うち久慈川ダムの上流) (支流を含む。) H24.5.25~: 二戸川 (うち二戸川ダムの上流) (支流を含む。) 及び二戸川 (うち久慈川ダムの上流) (支流を含む。) H24.5.27~: 二戸川 (うち花井川の上流) (支流を含む。) H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。
牛の肉		H23.7.28~H23.8.19~: 郡部郡: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
イノシシの肉		H24.8.22~: 角田市、丸森町、山元町
クマの肉		H24.8.25~: 金城

※□の箇所は、出荷制限の対象

山形県		出荷制限
肉 フラの肉	H24.8.10～: 全域	
福島県		出荷制限
原乳	H23.2.3～4.10解除: 全域	
ホウレンソウ	H23.2.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)	
カキナ	H23.2.21～4.17解除: 全域	
バセリ	H23.2.23～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 鹿嶋市、小美玉市 H24.4.6～H27.4.17解除: つくばみらい市 H24.4.18～: 石岡市、鎌ヶ谷市、茨城町、利根町	
野菜類	H24.4.13～H27.4.17解除: 守谷市	
胡麻シタケ(露地栽培)	H23.11.10～: 茨城町、阿見町 H24.4.8～: 常陸大宮町、守谷市、つくばみらい市	
胡麻シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 茨城町	
コシアブラ	H24.8.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.8.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的の經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的の經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバル	H24.4.19～: 最大高潮時海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的の經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～H26.5.14解除: 最大高潮時海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的の經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.11.9～H27.3.20解除: 最大高潮時海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的の經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～H27.3.28解除: 最大高潮時海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的の經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモクスカベ	H24.4.17～: 鹿嶋市、北浦及び外灘海岸線にこれらとの間にまたぐ河川並びに常陸利根川	
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解除: 銚子町、北浦及び外灘海岸線にこれらとの間にまたぐ河川並びに常陸利根川	
チシブ(養殖を除く。)	H24.8.7～: 銚子町、北浦及び外灘海岸線にこれらとの間にまたぐ河川、並びに常陸利根川	
ウナギ	H24.8.7～H26.1.30: 茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H25.1.22～H23.12.1～部解禁: 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他 茶	H23.6.2～H25.11.1解除: 鎌ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除: 吉井市、常総市、坂東市、八代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大洗町 H23.6.2～H24.5.23解除: 鹿嶋太田町、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、郡原市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除: 鈴木町 H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.5解除: 茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除: 長沼市 H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市	
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.2.21～4.27解除: 那須塩原市、塙谷町	
カキナ	H23.2.21～4.27解除: 全域	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.15～: 那須塩原市、矢吹町 H24.4.10～: さくら市、雄勝谷、高根沢町、那須町 H24.4.10～H27.8.5～部解禁: 伊勢崎市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.8.5～部解禁: 手寄官市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.11～H27.2.20～部解禁: 足利市、大田原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～: 是姫市、鹿沼市、真岡市、那須塩原市、上三川町、市貝町、利根町 H24.4.12～H27.2.20～部解禁: 鹿沼市、那須川原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13～: 鹿沼市(那須谷町を除く。)、壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.2.15～H28.10.23～部解禁: 那須塩原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15～H28.10.23～部解禁: 矢吹町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H26.8.23～部解禁: 矢吹町 H24.4.12～H27.2.20～部解禁: 大田原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.29～H28.8.23～部解禁: 大田原市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.4～H28.4.17～部解禁: 鹿沼市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.23～H28.7.8.5～部解禁: 壬生町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.22～H28.10.23～部解禁: 日光市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.7～: 鹿沼市、矢吹町 H24.10.4～: 鹿沼市 H24.10.16～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.9～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市	
野菜類		
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 日光市 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢吹町 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 佐野市 H24.10.12～: 那須町 H24.11.8～: 大田原市 H24.11.9～: 那須烏山市	
タケノコ	H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.19～: 大田原市	
クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市、那須町 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～: 那須官市、那須塩原市	
コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～: さくら市 H24.5.25～: 那須川町 H24.5.25～: 高根沢町 H24.5.30～: 市貝町	
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 手寄官市、日光市 H24.5.14～: 那須官市、日光市 H24.5.19～: 大田原市	
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 那須官市 H24.5.7～: 大田原市、矢板市	
カラメ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町 H24.5.16～: 手寄官市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: さくら市 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.4.16～: 手寄官市、日光市 H24.5.29～: 矢吹町	
クリ	H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: み野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.30～H24.9.28解除: 大井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～部解禁: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.10.2～H23.12.5～部解禁: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.12.2～： 金城
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～： 渋川市、東京町、細志村 H24.10.10～： 高崎市 H24.10.18～： 安中市 H24.10.22～： 長野原町 H24.11.3～： 小山町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～： 岩舟川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所蓄農取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 薮根川(支流を含む。)と H24.4.27～H24.5.26解除: 小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～H24.11.9解除: 岩舟川のうち川田地の上流(支流を含む。) (H24.8.8～H24.8.28解除): 鹿沼川(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.10.10～： 金城
肉	クマの肉	H24.8.10～： 金城
	シカの肉	H24.11.4～： 金城
	ヤマドリの肉	H25.1.23～： 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 栃木市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.6～： 飯能町、皆野町 H24.10.29～： 七日が野町 H24.11.5～： 浦和町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 茅ヶ崎市、香取市、多古町
	ショウキ、テンナンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 茅ヶ崎市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除: 茅ヶ崎市
	セリリー	H23.4.4～4.22解除: 茅ヶ崎市
農産物	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～： 飯寿子市、東町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏原市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.13～H25.10.23解除: 芦川町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～： 飯寿子市 H23.10.11～H28.10.14～部解禁: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～： 鎌ケ谷市
	原木シタケ(施設栽培)	H23.12.22～H28.10.14～部解禁: 企喜市 H24.2.23～： 印西市 H24.4.10～： 白井市 H24.4.19～： 千葉市、八千代市 H24.5.18～H28.3.19～部解禁: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H28.10.14～部解禁: 宝町市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18～H28.3.19～部解禁: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H28.11.20～部解禁: 宝町市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	ダンブナ	H24.7.19～： 木更津市(木更津市に流入する利根川(支流を含む。)、宇都宮川(支流を含む。))
水産物	コイ	H26.7.3～： 木更津市(木更津市に流入する利根川(支流を含む。)、宇都宮川(支流を含む。))
	ワナギ	H25.11.2～： 木更津市(木更津市に流入する利根川(支流を含む。)、宇都宮川(支流を含む。))
	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～部解禁: 野田市(木更津市に流入する利根川(支流を含む。)、宇都宮川(支流を含む。))
その他	茶	H23.7.4～H24.5.21解除: 野田市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八千代市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～8.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 瑞穂町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
農産物	肉 クマの肉	H24.11.5～： 全域(企喜市及び栗島漁村を除く。)
	農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～： 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～： 雪井沢町、御代田町 H24.10.1～： 小布施町、南佐久村 H24.10.1～： 佐久市 H25.10.1～： 小布施町 H25.10.21～： 佐久市 H26.5.21～： 長野市、雪井沢町 H26.5.29～： 中野市、厚沢部温泉村 H27.5.29～： 木曽平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～： 鹰狩場市、小山町 H25.10.3～： 富士吉市、富士市 H26.10.7～： 鳴鹤市
	コシアブラ	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年7月17日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村 球形葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村 アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等） H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
原木シタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村 H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に関する野生キノコに限る）
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象